

不当な仮放免の運用に抗議し、外国人の収容に関わる運用の改善を求める 会長声明

1 近時、出入国在留管理庁の収容施設における外国人の収容期間が長期化しており、東日本入国管理センターについて見ても、平成30年12月末の時点の被収容者325名のうち306名が半年以上もの間収容され、最も長い被収容者で収容期間は5年近くにも及んでいるとのことである。

唯一収容を解かれる手段が仮放免であるが、平成30年以降、重度の傷病者等を除き仮放免が許可されない状況が続いており、収容の長期化がますます深刻化している。

かかる状況の下、本年5月以降、被収容者がハンガーストライキを開始して、自身の生命を賭して長期収容に対する抗議を行っており、こうしたハンガーストライキは日々拡大し、未だ収束の目処が立たない状況にある。

同センターは、本年7月9日、ハンガーストライキをしていた被収容者2名に対して仮放免を許可した。ところが、その2週間後、同人らが仮放免の延長申請のため東京出入国在留管理局（以下、「東京入管」という。）に出頭したところ、東京入管は同人らの仮放免の延長申請を認めず、再収容し即日東日本入国管理センターに移送したものである。

その後も、ハンガーストライキを行った被収容者に対して、仮放免許可がなされても10日から2週間程度で、再収容されるという事態が続いている。

これまで仮放免の延長申請は、指定条件の違反等のない限り通常認められていたものである。仮放免許可後、指定条件の違反等がないにもかかわらず、わずか10日から2週間での再収容は、極めて不当で濫用的なものといわざるを得ない。

2 出入国管理及び難民認定法は、退去強制令書による収容を認めているが、かかる収容はあくまで強制送還の準備のためだけに認められるべきものである。

収容は、人身の自由を侵害するものであるから、収容が許される場合は限定的に解されるべきである。送還が法律上禁止されている難民申請者や送還が不能な者までもも収

容することは、法の本来の目的外の收容であって許されるべきではない。また、強制送還の準備のための收容である以上、逃亡のおそれが認められない者に対する收容も同じく許されるべきではない。

それにもかかわらず、難民申請者や送還不能な者など收容が許されるべきでない者たちを收容し、かつ重度の傷病者等以外仮放免を許可しないのは、法律の趣旨に反するものであって、かかる無期限かつ長期の收容に対しては、国連からも度々勧告を受けているものである。

3 よって、当会は、出入国在留管理庁が外国人を不当に長期收容することが常態となっている現在の運用を抜本的に改善することを強く求めるものである。

とりわけ、重度の傷病者等以外仮放免を許可しない最近の運用を改め、仮放免許可を柔軟に認めること、かつ、一度なされた仮放免許可に対して10日から2週間で再收容を行うというこのたびの取扱いを直ちに改めること、そして、既に短期間で再收容された被收容者については、直ちに仮放免を許可し身柄拘束から解放することを強く求めるものである。

2019年（令和元年）8月29日

茨城県弁護士会

会長 根本 信義